

2025年1月15日

各位

近江トラベル株式会社

「輸送の安全の確保に関する命令」に伴う再発防止策について

当社は、2024年8月11日に、川崎～水島航路（福井県敦賀市）で使用する旅客船「第八観光丸」において、船体の亀裂および当該亀裂からの浸水を確認したにもかかわらず、その後の応急処置をもって、同年8月19日まで運航を継続したことから、海上運送法第19条第2項の規定に基づき、中部運輸局より同年12月13日に「輸送の安全の確保に関する命令」を受けました。

本件につきまして、お客さまならびに関係者の皆さまに多大なるご迷惑とご心配をおかけしましたことを、改めまして深くお詫び申し上げます。

今回の安全確保命令を受けて、当社は、2025年1月10日に中部運輸局へ改善報告書を提出いたしましたので、お知らせいたします。

当社は、本件を真摯に受け止め、再発防止策に確実に取り組むことで、全社一丸となって信頼の回復、更なる安全運航の確保に努めてまいります。

以上

中部運輸局による輸送の安全の確保に関する命令に対する改善報告

番号	命令事項	再発防止策
1	船舶所有者（近江トラベル株式会社）は、船舶の堪航性に影響を及ぼすおそれのある変更が生じた場合又は船舶の堪航性に影響を及ぼすおそれのある修理を行う場合において、船舶安全法第5条に基づく検査を受検し、合格した船舶を航行の用に供すること。	当該船舶につきましては、現在日本小型船舶検査機構による定期検査、臨時検査を受検すべく、点検・修繕しております。検査に合格したのち、運航に使用します。 また、船舶安全法第5条の遵守を徹底すべく、船舶事業従事者全員に関係法令の教育を行い、船舶安全法第5条に基づく検査を受検し、合格するまで運航しないよう周知を行いました。 今後は、修繕が発生する場合は日本小型船舶検査機構に都度確認することを周知、徹底しました。
2	経営トップは、安全管理規程第4条に基づき、輸送の安全を確保するため、船舶安全法をはじめとする関係法令及び安全管理規程の遵守並びに安全最優先の原則の徹底に関し、主体的に関し、安全マネジメント態勢を適切に運営すること。	本件事象の周知及び安全意識の高揚を図るため、経営トップからのコミットメントを全従業員に発信し、命令発出後は経営トップと安全統括管理者が対面で命令事項に関する説明を行いました。 また、関係法令教育、安全マネジメントに関する内製研修の受講により、経営トップ及び安全統括管理者の関係法令及び安全管理規程を再認識する機会としました。同時に同業他社の視察を実施し、今後も視察を継続いたします。引き続き安全に対する取り組みを学ぶことで、経営トップ自らの安全意識の高揚を図ります。 併せて、経営トップによる訪船、巡視を実施し、職場把握や、船員との双方向のコミュニケーションの機会をつくり、安全最優先の原則が浸透する環境を整え、今後も継続してまいります。 さらに、命令発出を受けて、代表取締役よりコミットメントを発信し、本件事象と安全最優先の原則の再周知を実施いたしました。同時に代表取締役による訪船を実施し、安全最優先の原則の再徹底を改めて指導いたしました。 今後、敦賀の営業開始前に教育計画に基づき、関係法令及び安全管理規程の教育を実施いたします。 敦賀の営業開始後も、代表取締役による訪船、巡視を継続的に実施することで安全マネジメント態勢を適切に運営します。
3	安全統括管理者は、安全管理規程第18条に基づき、船舶安全法をはじめとする関係法令の遵守と安全最優先の原則を社内に徹底するとともに、安全管理規程の遵守を確実にすること。	安全統括管理者主導のもと、船舶事業従事者を対象とした関係法令教育、安全管理規程教育を実施し、関係法令の遵守と、安全最優先の原則の徹底を図りました。引き続き継続的な教育を実施しています。 今後、関係法令及び安全管理規程に関する具体的な教育計画を策定し、遵守、徹底を図るため継続的に実施し、敦賀での営業前に改めて特定研修を含めた研修を実施することで安全管理規程の遵守を確実にいたします。 また、安全統括管理者の勤務地を彦根港事務所に変更し、日々、安全管理規程の遵守状況を確認することで、課題や問題点の早期発見と改善に努めます。併せて、関係法令に関する情報やヒヤリハット、他社事例など安全に関する情報発信の強化や船員と定期的に面談を実施し、安全の確保に係る的確な情報伝達及びコミュニケーションの確保を図り、安全最優先の原則が社内で徹底できるような環境づくりを行うことで、敦賀での営業時の体制を整えます。 併せて、敦賀の営業開始前に教育計画に基づき、関係法令及び安全管理規程の教育を実施いたします。 今後は、安全方針や各種基準、緊急連絡体制等を記載した安全手帳を作成、配布し、常に携帯することで、安全意識の高揚と浸透を図ります。 さらに、命令発出を受けて、乗組員研修を実施し、改めて関係法令と安全最優先の原則の再徹底を周知いたしました。
4	運航管理者は、安全管理規程第19条に基づき、船舶の運航管理及び輸送の安全に関する業務全般を統括し、船舶安全法をはじめとする関係法令及び安全管理規程を遵守してその実施を図ること。また、船舶の運航に関し、船長と協力して輸送の安全を図ること。	運航管理者は関係法令教育、安全管理規程に関する勉強会を受講し、安全管理規程に基づいた適正な対応がとれるよう、それぞれの職務及び権限、運航管理体制や報告体制の再認識を図り、船長と協力して輸送の安全を図ることができる体制を整えました。 今後、敦賀の営業開始前に教育計画に基づき、関係法令及び安全管理規程の教育を実施いたします。
5	船長及び運航管理者は、安全管理規程第25条に基づき、船舶の状況が運航に支障を及ぼす恐れがあると認められる場合において、船舶安全法第5条等の規定に基づき修復整備の措置を講ずるまでの間は、協議により、運航休止又は配船計画の臨時変更の処置をとること。	船長及び運航管理者に対し、関係法令教育、安全管理規程に関する勉強会を受講し、安全管理規程に基づいた適正な対応がとれるよう、それぞれの職務及び権限、運航管理体制や報告体制の再認識を図りました。これによって、船舶の状況が運航に支障を及ぼす恐れがあると認められる場合は、必ず協議を行い、運航休止、運航計画または配船計画の臨時変更の処置をとるよう周知、徹底を行いました。 今後は、修繕が発生する場合は監督官庁及び日本小型船舶検査機構に都度確認することを周知、徹底しました。
6	運航管理者及び船長は、安全管理規程第30条に基づき、運航の可否判断、運航中止の処置及び結果等を記録すること。	運航管理者及び船長に対し、記録を徹底するよう指導しました。 また、運航の記録に関するマニュアルを策定、周知し、運用を開始しました。 併せて、経営トップ及び安全統括管理者の巡視時に記録類を確認するように変更しました。 さらに、命令発出を受け、代表取締役による訪船を実施すると共に、記録、帳票類の確認を実施いたしました。
7	船長は、安全管理規程第41条に基づき、船舶の船体等の点検中、運航に支障を及ぼすおそれのある異常を発見したときは、船舶安全法第5条等を遵守のうえ修復整備の措置を講ずること。	安全統括管理者より、異常発見時の対応に関して、報告の徹底と、安全最優先の判断、行動をとるよう、船長に指導しました。 また、現状の報告体制を是正のうえ、安全管理規程に関する勉強会を受講し、基準通りの報告を含む適切な修復整備の措置を講ずるよう、船長に周知徹底、教育しました。 併せて、全点検について、点検方法や項目、基準を見直し、点検マニュアルの作成、点検簿の見直しを行いました。これにより、船長各自が統一した適切な点検が実施できる仕組みを整え、運航前後及び運航中に異常が発見できるよう、点検の精度を上げました。 さらに、命令発出を受け、代表取締役による訪船を実施すると共に、マニュアルに基づいた点検の実施状況の確認を行いました。 今後も、マニュアルや基準に則った点検および修復整備、報告を行う体制を整えます。
8	船長は、安全管理規程第44条に基づき、自船に事故が発生したときは、事故拡大の防止のための措置等必要な措置を講ずるとともに、事故の状況及び講じた措置を海上保安官署等に連絡すること。	経営トップ、安全統括管理者、運航管理者、船長を含む船舶事業従事者全員に対し、それぞれの職務及び権限を理解して必要な措置がとれるようにするため、安全管理規程及び事故処理基準の再教育を実施し、安全管理規程の遵守の再徹底を指導し、速やかに異常時の対応や報告ができる体制を整えました。
9	運航管理者は、安全管理規程第45条に基づき、事故の発生を知ったときは、事故処理基準に定めるところにより必要な措置をとること。	また、命令発出を受け、運航管理者による乗組員研修を実施し、代表取締役および安全統括管理者より関係法令および安全管理規程の遵守を再指導いたしました。今後は異常時対応訓練を実施し、敦賀の夏季営業前にも特定訓練を含む訓練を実施することで、報告手順を再確認します。
10	経営トップ及び安全統括管理者は、安全管理規程第46条に基づき、事故の発生を知ったときは、現場におけるリスクを明確にし、必要な対応措置を講ずること。	
11	運航管理者は、安全管理規程第49条に基づき、事故の発生を知ったときは、速やかに関係運輸局及び海上保安官署等にその概要及び事故処理の状況を報告すること。	安全統括管理者は、安全管理規程及び事故処理基準に基づき、事故発生時の報告、手順を徹底するよう、船長及び運航管理者に指導しました。 また、非常連絡表の見直しを行い、周知することで、緊急時に速やかに報告ができる体制を整えました。 さらに、命令発出を受け、運航管理者による乗組員研修を実施し、安全管理規程の遵守を再指導いたしました。今後は通報訓練を実施し、敦賀の夏季営業前にも特定訓練を含む訓練を実施することで、報告手順を再確認します。 併せて、安全方針や各種基準、緊急連絡体制等を記載した安全手帳を作成、配布し、常に携帯することで、安全意識の高揚と浸透を図ります。